

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
902	神戸市 成人健診に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、成人健診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神戸市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	成人健診に関する事務
②事務の内容 ※	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等関連法令に基づき、以下のような事務を行っている。</p> <p>(取り扱い検(健)診の種類) 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、40歳総合健診、神戸市健康診査(後期高齢者及び若年・生活保護等)、肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診等。</p> <p>(1)受診券、クーポン券の発行、個別受診勧奨の実施 受診券またはクーポン券の対象になる者を神戸市の住民登録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し、リスト(個人番号は含まれない。)を出力する。出力したデータは対象者確認用リストとして使用し、または業務委託している事業者に引き渡して受診券またはクーポン券、個別受診勧奨券として印刷し、封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し、郵便事業者に持ち込む。</p> <p>(2)検(健)診受診データの管理 医療機関、検(健)診委託業者で実施した検(健)診の受診券、検(健)票等(個人番号は含まれない。)を市が回収し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合して受診履歴として登録する。</p> <p>(3)国・県への報告データの作成 法令や国・兵庫県の指示により、国・県に受診者数等の報告データを作成する。(個人番号は使用しない。)</p> <p>(4)番号法に基づく情報連携 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、神戸市は成人健診に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、健康増進事業の実施に関する特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 30万人以上 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満                                    3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満                                    5) 30万人以上</p>

### 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	こうべ健康いきいきサポートシステム
②システムの機能	<p>(1)成人健診の対象者を抽出し、対象者リストの作成や受診券・個別勧奨案内文を発行し、その発行履歴を管理する。</p> <p>(2)検(健)診受診歴の取り込み・入力処理を行い、受診履歴を管理する。</p> <p>(3)法令や国・兵庫県の指示により、国・県に受診者数等の報告データを作成する。</p> <p>(4)番号法及び神戸市の条例に基づき他機関と情報連携を行うためのデータを作成する。</p> <p>(5)国の施策に基づきクーポン券を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

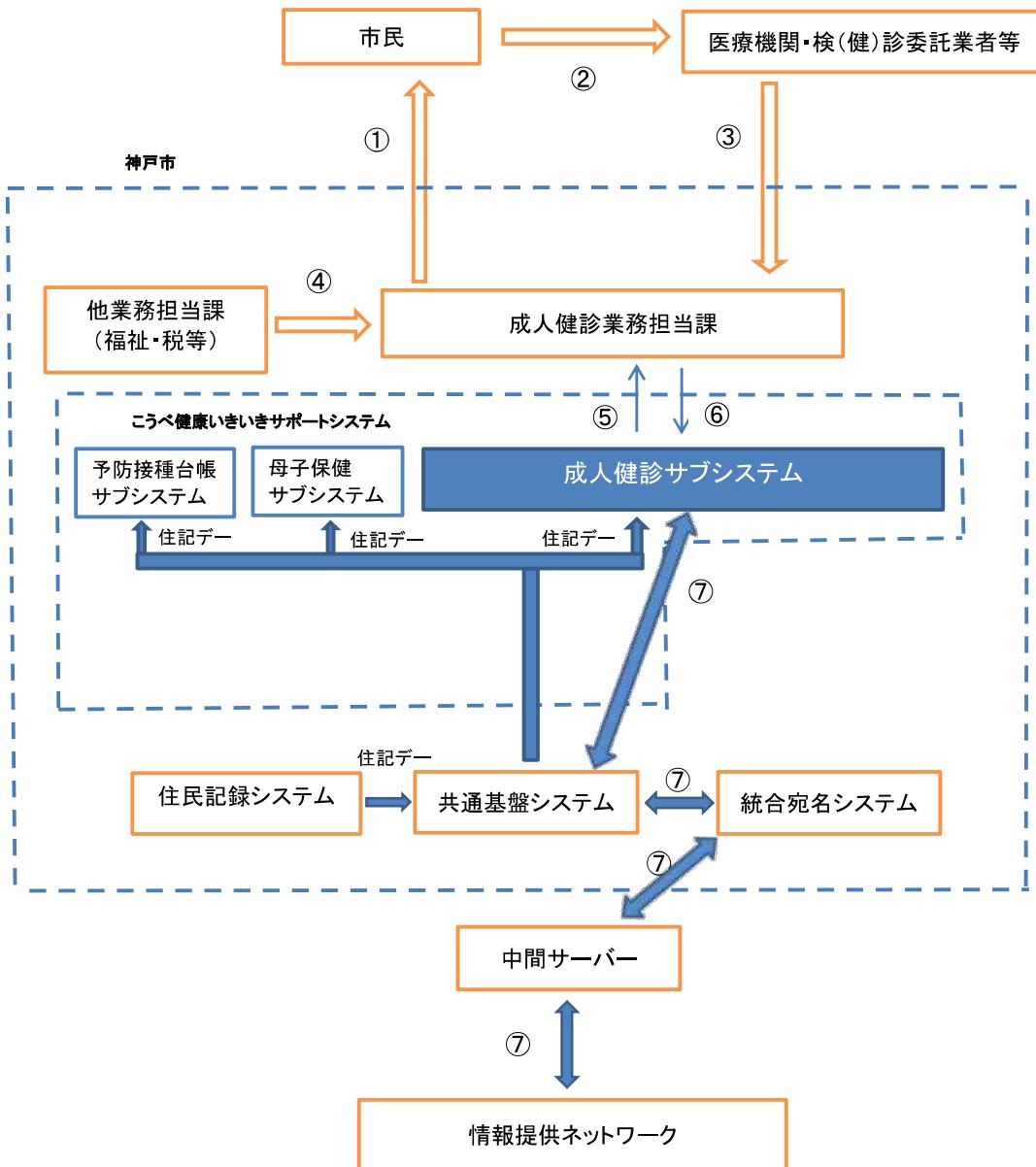
### システム2

①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>各業務システム間での庁内情報移転のための情報連携システムである。</p> <p>※情報連携は各業務システム専用のエリアを経由しファイル単位で行われ、連携対象のデータと業務システムの対応をあらかじめ業務間連携システムに設定しておくことで、設定対象外の業務システムへのデータ提供はできない仕組みとなっている。</p> <p>1. 参照用住基データベース機能・各業務システムが参照する住基副本データベース機能。既存住基システムから3分毎に連携される住民異動情報により更新する。</p> <p>2. 既存システム連携機能・中間サーバーへの連携情報について、各業務システムから統合宛名システムへ中継する機能。各業務システム間の情報連携を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( こうべ健康いきいきサポートシステム、後期高齢者医療システム )</p>

システム3	
①システムの名称	後期高齢者医療システム
②システムの機能	<p>1.資格機能            (1)被保険者となり得る住民と同一世帯員の情報及び住所地特例情報を広域連合に提出し、逆に広域連合から提出された被保険者情報を管理する。            (2)広域連合から提供された被保険者証発行状況から75歳到達者の被保険者証印刷用データを作成する。</p> <p>2.賦課機能            (1)広域連合での保険料の算定及び負担区分の判定に必要となる所得・課税情報を広域連合に提供し、広域連合から提供された保険料賦課情報を管理する。            (2)保険料賦課情報をもとに特別徴収を含めた期割をおこなう。作成した期割情報は履歴管理し広域連合に提供する。            (3)加えて、上記の保険料賦課情報、期割情報及び住民情報を使用して納入通知書・保険料決定通知書の印刷用データを作成する。</p> <p>3.徴収機能            (1)収納状況(納付書、口座振替、特別徴収)を管理し期割と照合することで滞納額・過誤納額を算出・管理して督促や還付をおこない、収納情報、滞納情報を広域連合に連携する。            (2)口座情報(保険料引去り、還付)の管理、延滞金の算出。納付状況の管理をおこなう。加えて、決算処理(月次、現年賦課決算、滞納繰越決算)をおこなう。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
システム4	
①システムの名称	統合宛名システム(宛名システム等)
②システムの機能	<p>(1) 統合宛名番号付番機能：統合宛名システムは、中間サーバーと情報連携するために団体内の宛名情報を業務横断的に統一し、個人を一意にする統合宛名番号を付番する。</p> <p>(2) 宛名情報等管理機能：統合宛名システムにおいて宛名情報等を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。統合宛名システムを利用するための認証機能、個人情報保護対策及び各種ログ管理を行う。</p> <p>(3) 中間サーバー連携機能：中間サーバーまたは中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p> <p>(4) 既存システム連携機能：既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバーシステム ) )

システム5	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	<p>(1) 符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために用いる「団体内統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能：中間サーバーと、団体内統合宛名システム及び府内連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能：特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能：特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7) データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能：暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10) システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 府内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	健康増進法等関連法令に基づく検診等の対象者であるかの確認に用いる。
②実現が期待されるメリット	<p>1. 未受診者に個別に勧奨を行うことが出来るため、受診率向上が図れる。</p> <p>2. 対象者管理、受診者管理を行うことで、受診券や無料クーポン券の発行業務等を効率的に実施出来るため、市民サービスの向上に繋がる。</p> <p>3. 個人番号により、個人を特定し適切な検診履歴等の管理を行うことができる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表111の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ <input type="checkbox"/> 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局保健所保健課
②所属長の役職名	保健課課長(保健事業推進担当)
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ↑ 個人番号/対応符号を含まない情報
- ↑ 個人情報/対応符号を含む情報

- ① 各種検診・健診受診者への受診勧奨通知、受診券発送など。
- ② 各種検診・健診受診対象者が検診・健診実施機関又は医療機関で受診。
- ③ 各種検診・健診結果(受診票または電子記録媒体等の結果データ)を整理し成人健診システムへ登録する。
- ④ 地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報等。
- ⑤ 受診券、クーポン券の発行、個別受診勧奨の実施等。
- ⑥ 受診券等記載事項の入力。
- ⑦ 番号法第19条第8項別表139

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	・神戸市に住民票登録のある健康増進事業の対象となる者
その必要性	市で実施するがん検診等の検診情報を適正に管理する必要があるため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<p>・識別情報  <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号      <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号対応符号      <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報  <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等)  <input checked="" type="checkbox"/> その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報  <input type="checkbox"/> 国税関係情報      <input checked="" type="checkbox"/> 地方税関係情報      <input checked="" type="checkbox"/> 健康・医療関係情報  <input checked="" type="checkbox"/> 医療保険関係情報      <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報      <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報  <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報      <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報      <input type="checkbox"/> 年金関係情報      <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報  <input type="checkbox"/> 災害関係情報  <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有。</li> <li>4情報、その他住民票関係情報 正確な本人特定のため、個人記録票に記載された情報と突合するために保有。</li> <li>連絡先 対象者に申請書の記載漏れがあった場合などの確認・連絡をするために保有。</li> <li>地方税関係情報 検(健)診料が無料・軽減される対象者を把握するために保有。</li> <li>健康・医療関係情報 本人の健康管理及び検診の受診勧奨を適正に行うために保有。</li> <li>医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報 検(健)診料が無料・軽減される対象者を把握するために保有。</li> </ol>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年12月14日
⑥事務担当部署	健康局保健所保健課、福祉局国保年金医療課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 ( 各区役所, 住民票記録担当部署, 地方税担当部署, 生活保護・社会福祉担当部署 ) [○] 行政機関・独立行政法人等 ( 公的医療機関 ) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [○] 民間事業者 ( ) [ ] その他 ( )															
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 ( こうべ健康いきいきサポートシステム内の他ファイル(母子健康情報, 健康診断閾値等) )															
③入手の時期・頻度		1. 医療機関, 検(健)診委託業者より原則月1回検(健)診記録関係情報を入手 2. 庁内連携により随時入手 3. 情報提供ネットワークシステム経由で必要に応じて入手															
④入手に係る妥当性		健康増進事業に関する業務等において、対象者抽出・健診結果情報を適切に管理する必要があるため。															
⑤本人への明示		番号法第14条第1項、第2項に基づき入手し、健康増進法事業の実施に必要な情報の取得を目的としている。															
⑥使用目的 <b>※</b>		健康増進法に規定する健康増進事業等を実施するため、事業の対象者であるかの確認を行うため住民の情報を保有する。															
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>使用部署 <b>※</b></td> <td>健康局保健所保健課、福祉局国保年金医療課、区役所、支所等の検(健)診業務関係部署</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	変更の妥当性	—	使用部署 <b>※</b>	健康局保健所保健課、福祉局国保年金医療課、区役所、支所等の検(健)診業務関係部署	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
変更の妥当性	—																
使用部署 <b>※</b>	健康局保健所保健課、福祉局国保年金医療課、区役所、支所等の検(健)診業務関係部署																
使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満															
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満															
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上															
⑧使用方法 <b>※</b>		<p>1. 検診情報の管理事務 検診委託機関から提出された個人記録票に記載された者が検診対象者であるか確認し、適正な検診事業の運営を図る。 2. 受診勧奨事務 検診対象者を抽出し、個別に受診勧奨を実施する。</p>															
⑨使用開始日		平成28年12月14日															
情報の突合 <b>※</b>		住民票関係情報と医療関係情報を突合して、検(健)診記録を確認し、対象者の抽出を行う。															
情報の統計分析 <b>※</b>		個人番号を用いた統計分析は行わない。															
権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>		検診対象者であるかの決定を行う															

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> ( 2 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b>	こうべ健康いきいきサポートシステムの保守運用及び改修委託
①委託内容	上記システムの定例的な保守運用及び制度改正等に伴うシステム改修
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	・神戸市に住民票登録がある者
その妥当性	システム保守運用・改修作業にはシステムの専門的知識と技術が必要であるため
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 庁内に設置したサーバにてシステムの直接操作及び当システム端末の直接操作。 )
⑤委託先名の確認方法	神戸市情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している
⑥委託先名	株式会社さくらケーシーエス
⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	以下的事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の必要性</li> <li>・再委託先の委託管理方法</li> <li>・再委託先の名称、代表者及び所在地</li> <li>・再委託する業務の内容</li> <li>・再委託する業務に含まれる情報の種類</li> <li>・再委託先の情報セキュリティ管理体制</li> </ul>
⑧再委託の許諾方法	当システムのパッケージに係るシステム保守・改修作業を、当該パッケージソフトウェアの著作権を有するパッケージ制作元に再委託する。
⑨再委託事項	

<b>委託事項2</b>		こうべ健康いきいきサポートシステムのサーバー更新等にかかるデータ消去					
①委託内容		こうべ健康いきいきサポートシステムのサーバー、クライアント端末、スキャナー機能付コピー機の更新等に伴いこれらのハードウエアを廃棄する場合に、ハードディスクやバックアップ用等の附属記録媒体のデータ消去を委託する。 なお、クライアント端末及びスキャナー機能付コピー機にはデータベースそのものは保存せず、個々の帳票等しかデータはない。					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">[ 特定個人情報ファイルの全体 ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特定個人情報ファイルの全体            2) 特定個人情報ファイルの一部</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[ 100万人以上1,000万人未満 ]      &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">・神戸市に住民票登録がある者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">ハードウエアのデータの完全消去には専門的な技術を要するため</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]      <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	・神戸市に住民票登録がある者	その妥当性	ハードウエアのデータの完全消去には専門的な技術を要するため
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]      <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
対象となる本人の範囲 ※	・神戸市に住民票登録がある者						
その妥当性	ハードウエアのデータの完全消去には専門的な技術を要するため						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">[ 10人以上50人未満 ]      &lt;選択肢&gt;            1) 10人未満      2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上</p>					
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線      [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙            [ ○ ] その他 ( ハードウエア内のデータを本市が直接可能な限り消去した上、ハードウエアのリース元事業者等にハードウエアごと搬出する。 )</p>					
⑤委託先名の確認方法		神戸市情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している					
⑥委託先名		株式会社さくらケーシーエス					
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">[ 再委託する ]      &lt;選択肢&gt;            1) 再委託する      2) 再委託しない</p>					
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先の情報セキュリティ管理体制					
	⑨再委託事項	ハードウエアのデータの完全消去には専門的な技術を要するため、ハードウエアのリース元では対応できない場合に、専門の事業者に再委託する必要があるため。					

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない	
<b>提供先1</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	
②提供先における用途	住民の過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資する。	
③提供する情報	健康増進事業の実施に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市から当該自治体への転出者および本市に居住する当該自治体の住民登録者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	当該自治体から照会があった都度。	
<b>移転先1</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所	(神戸市における措置) ①サーバは、神戸市の特定個人情報総括責任者が安全性について認めたデータセンターに設置したサーバ仮想化基盤用に仮想サーバとして設置する。 ②データセンターが入っている建物の入退館及び、データセンターへの入退室は、受付での確認や静脈認証等のセキュリティにより、厳重に管理されている。 ③サーバ機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ④届出書等の紙媒体については、鍵等のついたロッカー等に保管する。													
	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。													
	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	<p>1. 当市に住民登録がある者 厚生労働省通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、個人別の受診歴を5年間保管するものと定められており、5年を超える保管を禁じてはいない。検(健)診は同一人に対し長期間にわたり何回も受診するものであり、個々の受診から5年経過した住民データのみを随時抽出して消去することは、実務上煩雑であり誤作業等のリスクを増大させる。また、こうべ健康いきいきサポートシステムの住民データは他業務(予防接種事務・母子保健事務)と共有することにより、特定個人情報ファイルを必要以上にもたず、一括管理することにより安全性を向上させている。以上の理由により、同システムのサーバーのデータベース内にある特定個人ファイルは、下記2.に該当するまでは保管する。</p> <p>2. 転出・死亡した者 転出・死亡してから成人健診事務・予防接種事務・母子保健事務のいずれかの保管期間(原則5年)を経過した住民データについては、年1回抽出し消去する。</p>													
③消去方法	<p>・サーバ内のデータベースについては、当該消去対象者のデータを全てまたは個人番号欄を上書きすることにより消去する。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、サーバ仮想化基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出しすることができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>・その他、サーバ内にある特定個人情報ファイルから紙帳票に個人番号を印刷することや電子記録媒体に保存することは通常は実施しないが、テスト等のために一時的に出力した場合は、当該帳票はシュレッダー等で、電子記録媒体は上書き消去等により保存された情報を読み出しすることができないようにする。</p> <p>(ガバメントクラウドにおける措置)</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88, ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>													

## 7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

下表のとおり

共通項目	一次読影判定区分名称	無料クーポン番号	受診番号
西暦年度	二次読影判定日	料金区分	一次検診受診有無
個人番号	一次読影生検名称	無料区分	一次検診受診日
受診日	検査結果名称	勧奨区分(勧奨ハガキ)	総合指導区分
受診日年齢	総合判定名称	便潜血反応 1日目	診断確定日
年度末年齢	精検機関名称	便潜血反応 2日目	診断分類(国報告区分)
基準日年齢	精検結果名称	判定	偶発症
請求日(月)	精検結果3病名	検診区分	特記事項
実施医療機関	精検医療機関名称	検診機関区分	診断部位
住民基本台帳個人番号	精検郵便番号	会場区分	診断補足部位
住民基本台帳世帯番号	精検住所	郵送区分	所見
世帯主との続柄	精検電話番号	健診年度	診断名
世帯員情報	精検実施日	肺がん検診	指示
(氏名、性別、生年月日等)	診断名称	フィルム番号	子宮頸がん精密検査
住民区分(住民、転出者、死亡者、住登外者)	検診機関区分	特記事項	一次検診受診日
カナ氏名	子宮頸がん検診	精検受診日	総合診断名
漢字氏名	受診番号	精検診断名	総合指導区分
通称カナ氏名	精検受診日	精検指導区分	特記事項
通称氏名	精検診断名	受診券種別(無料券など)	実施医療機関(その他)
アルファベット氏名	精検指導区分	実施医療機関所在区	診断確定日
性別	個人ID	受付日	追跡調査結果
生年月日	医師会受付日	読影日	進行期分類
現住所・方書	協会受付日	フィルム区分	紹介先医療機関名
現住所郵便番号	報告日	料金区分	治療内容
現住所電話番号	子宮頸がん受診歴	前回番号	検診区分
転入前住所	採取部位	肺がん検診結果	検診機関区分
転出先住所	採取部位(その他)	X線判定区分	乳がん精密検査
異動(消除)年月日	採取器具(その他)	喀痰採取日	一次検診受診日
異動(消除)届出年月日	採取器具(その他)	喀痰判定区分	診断名
異動(消除)事由	臨床診断(主訴・病歴)	精検要否区分	総合指導区分
国籍	クラス判定	指導区分	特記事項
外国人住民日	評価	危険者(喫煙指數による)	診断確定日
在留資格	評価(理由)	危険者(血たん)	検査方法
在留期間	内頸部／移行帶細胞	検診区分	検査方法(その他)
住基法第30条45規定区分	NLM	検診機関区分	精密検査実施項目
在留力ード等番号	扁平系	成人歯科健診	がんの種類
DV情報	腺系他	受診区	本人への説明
健康診査	検診区分	検診方式	今後の方針
更新情報	料金区分	健診種類	再検のすすめ
更新年月日	検診機関区分	現在歯数	偶発症の有無
更新時間	乳がん健診	健全歯数	他の精検機関紹介
個人ID	受診番号	未処置歯数	今後の方針(その他)
会場名称	特記事項	処置歯数	検診機関区分
特定健診機関番号	精検受診日	要補綴歯数	検診区分
保険者証番号	精検診断名	欠損補綴歯数	大腸がん精密検査
特定健診機関番号	精検指導区分	判定区分	一次検診受診日
保険者証番号	検診機関区分	後期歯科健診	結果
保険者証番号	会場名称	受診区	原発性がん
検診区分	料金区分	検診方式	早期がん
実施医療機関	個人ID	健診種類	粘膜内がん
医療機関所在区	受診歴有無	現在歯数	総合指導区分
受診券整理番号	受診年	健全歯数	重篤な偶発症
被保険者証番号	受診結果	未処置歯数	特記事項
胃がん検診(バリウム)	視触診所見(右)	処置歯数	実施医療機関(その他)
X線フィルム番号	視触診所見(左)	要補綴歯数	診断確定日
特記事項	診断(右)	欠損補綴歯数	検診機関区分
精検受診日	診断内容(右)	検診区分	検診区分
精検診断名	診断(左)	検診機関区分	予医協個人ID
精検指導区分	診断内容(左)	肝炎ウイルス検査	経過観察期間・結果値
会場名称	所見(右)	集団健診・個別健診区分	診断名
会場区名称	所見(左)	会場名称	指導区分
個人ID	読影医師1	検診区分	肺がん精密検査
料金区分	読影医師2	検診機関区分	精検結果病名
胃がん受診歴	判定	受診券番号	精検結果名称
判定結果	判定(その他)	精検受診の有無	特記事項
診断部位	総合結果	精検実施医療機関	実施医療機関(その他)
診断補足部位	精密検査紹介先	精検実施医師名	診断確定日
診断所見	検診区分	精検保健指導の有無	診断名(他の疾病)
診断結果	整理番号	胃がん精密検査	所見
検診区分	受診券クーポン番号	検診区分	検診機関区分
胃がん検診(内視鏡)	大腸がん検診	検診機関区分	検診機関区分
整理番号	受診番号	個人ID	その他
検診機関名称	個人ID	受診歴	地方税関係情報
検診機関住所名称	郵送または会場	実施医療機関	生活保護・社会福祉関係情報
一次読影実施日	集団検診会場名	実施医療機関(その他)	

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1. 神戸市に住民登録がある者の個人番号、その他識別情報（内部番号）、基本4情報、その他の住民票関係情報は、住民記録システムにて入力した情報を、府内連携システム経由（府内連携システムに反映されない場合は専用端末等の個別確認）で取得する方法によるため、住民またはかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</p> <p>2. 地方税関係情報は、住民等より直接本市に受診券発行申請等があった場合に、自己負担金減免対象者に該当するかどうか判断するために申請窓口にて個別に照会するので、当該対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>3. 住民、医療機関、検（健）診委託業者等から入手する申請情報・検（健）診情報は、基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。</p> <p>4. 医療保険関係情報は、対象者の情報のみ照会するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>5. 生活保護・社会福祉関係情報は、自己負担金減免に該当するかどうか特定するために使用するものであり、当該対象者以外の情報を入手することはない。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1. 神戸市に住民登録がある者の個人番号、その他識別情報（内部番号）、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民記録システムにて入力した情報を、府内連携システム経由で予め定められたインターフェイス仕様に基づき取得する方法によるため、必要な情報以外を入手することはない。また、府内連携システムを経由せず専用端末等を個別に直接閲覧する場合も、当該情報を閲覧する権限のある職員を通じて必要な項目のみ入手している。</p> <p>2. 地方税関係情報は、自己負担金減免対象者に該当するかどうか判断するために専用端末または紙媒体で個別に確認するが、当該情報を閲覧する権限のある職員を通じて必要な項目のみを入手している。</p> <p>3. 住民、医療機関、検（健）診委託業者等から入手する申請情報・検（健）診情報は、定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>4. 医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報は、自己負担減免対象者になることを判断するのに必要な項目のみを入手している。また、個別に専用端末等を直接確認する場合も、当該情報を閲覧する権限がある職員を通じて必要な項目のみ入手している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 神戸市に住民登録がある者の個人番号、その他識別情報（内部番号）、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、府内閉鎖ネットワーク及び府内連携システムを通じての入手または権限がある職員が専用端末から個別に確認する方法に限定することで、安全を担保している。</p> <p>2. 地方税関係情報は、権限がある職員が専用端末から確認する方法または権限がある職員に紙媒体を通じて照会してその受け渡しを記録する方法に限定することで、安全を確保している。</p> <p>3. 健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報は、権限がある職員から紙媒体または暗号化した電子記録媒体を通じて入手し、受け渡しを記録する。当該媒体に情報が反映されていない場合は、権限がある職員が専用端末から確認する方法に限定することで、安全を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1. 住民票関係情報・地方税関係情報・生活保護・社会福祉関係情報については、入手元の各業務で本人確認を行う。</p> <p>2. 医療機関、検（健）診委託業者から入手する検（健）診実施情報は、受診等に記載された受診券番号または基本4情報に基づき、こうべ健康いきいきサポートシステムで住民票関係情報と突合を行い、本人確認を行う。</p> <p>3. 住民等から直接本市に申請する申請情報については、申請窓口で本人確認（郵送等の場合は本人確認資料の写しにより確認）を行ったうえで、住民票関係情報と突合する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号は住民記録システムから府内連携システムを通じて入手しており、真正性は担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1. 上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。</p> <p>2. 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。</p>

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1. 神戸市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報及び地方税関係情報の入手については、府内閉鎖ネットワーク及び府内連携システムを通じての入手または権限がある職員が専用端末から個別に確認する方法に限定することで、情報漏えい・紛失等を防止している。</p> <p>2. 地方税関係情報は、権限がある職員が専用端末から確認する方法または権限がある職員に紙媒体を通じて照会し、その受け渡しを記録する方法に限定することで、安全を担保している。</p> <p>3. 住民、医療機関、検(健)診委託業者等から入手する検(健)診情報は、予め決められた方法により郵送等により入手することで、情報漏えい・紛失等を防止している。</p> <p>4. 医療保険・生活保護関係情報は、権限がある職員が専用端末から確認する方法または権限がある職員に紙媒体を通じて照会してその受渡を記録する方法に限定することで、安全を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
<b>3. 特定個人情報の使用</b>			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	対象なし。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	—		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1. システムを利用する必要がある職員を特定し、職員証等の操作者個別のID及びパスワード等による認証を行うため、権限のない第三者は利用できない。</p> <p>2. 認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施している。</p>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>・こうべ健康いきいきサポートシステムのアクセス権限については、当システムの管理者が一括して管理し、次期定期異動の時期(概ね毎年4月)まで約1年間の期限をつけて発効している(それ以前に退職等が明らかな職員は当該退職等の日まで)。年度途中に人事異動または事務分担の変更があった場合は、その都度見直しを行う。</p>		
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>・こうべ健康いきいきサポートシステムのアクセス権限については、当システムの管理者が一括して管理し、少なくとも1年に1回、定期人事異動の直後に見直しを行っている。年度途中に人事異動または事務分担の変更があった場合は、その都度見直しを行う。</p>		
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・端末から特定個人情報ファイルを保管しているサーバへのアクセス記録は、誰がいつどの情報にアクセスしたか特定できるように、ログとして少なくとも3年間保管している。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	1. 各種操作ログを残しているため、業務外利用をした場合には操作者は特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。 2. 当システムを使用する全職員に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、業務外に利用することがないよう周知している。 3. こうべ健康いきいきサポートシステムの専用端末は府内閉鎖ネットワーク上にあり、電子メール等は利用できないので、従業者が電子メールを通じて情報を外部に持ち出すおそれはない。 4. こうべ健康いきいきサポートシステムの専用端末からは、管理者権限でなければ電子記録媒体の接続はできないので、従業者が電子記録媒体を通じて無許可で情報を外部に持ち出すおそれはない。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	1. ファイルを複製する場合は、台帳に記載のうえ業務システム管理者の承認を得ることにしている。 2. こうべ健康いきいきサポートシステムの専用端末は府内閉鎖ネットワーク上にあり、電子メール等は利用できないので、従業者が電子メールを通じて外部に複製を作成するおそれはない。 3. こうべ健康いきいきサポートシステムの専用端末からは、管理者権限でなければ電子記録媒体にデータを書き出すことはできないので、従業者が無許可で電子記録媒体に複製するおそれはない。 4. 委託先等は入退室管理を行っている府内のサーバ室又は府内担当部署の専用端末でしか特定個人情報ファイルにアクセスできないので、府外で複製を作成することはできない。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託仕様書には、市が定める情報セキュリティ遵守特記事項を遵守その他個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講じることを求めている。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	1. 府内において委託事業者が作業する場合は、作業者の入退室を記録させ、作業内容を報告させている。 2. セキュリティ対策を厳重に施した専用線で閲覧・更新する場合を除き、府外では閲覧・更新はできないようにしている。また、電子記録媒体等で府外にデータを持ち出す場合は個人番号の欄を消去のうえ、暗号化する。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	1. 府内において委託事業者が作業する場合は、作業者の入退室を記録させ、作業内容を報告させている。 2. サーバ上での作業の際は、ファイルへのアクセスを、作業者を特定できる個人IDの元でログとして記録する。		
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 個人番号を含むデータは府外に持ち出さないものとする。 2. 再委託先に特定個人情報ファイルの閲覧等ができる作業を認める場合は、再委託の必要性、再委託先での情報管理体制及びその基準等を報告してもらい、問題ないことが確認できれば承認する。 3. 必要に応じて、再委託事業者がルールどおりに作業を実施しているか、委託先を通じ、あるいは直接市が確認する。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 個人番号を含むデータは府外に持ち出さないものとする。 2. 府内において委託事業者が作業する場合は、作業者の入退室を記録させ、作業内容を報告させている。 3. 必要に応じて、委託事業者がルールどおりに作業を実施しているか、市が直接確認する。		

特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 庁内で保守作業等を行う場合は作業報告をその都度確認しており、特定個人情報のバックアップ等をとった場合は、作業終了後消去したことを業務システム管理者が確認する。 2. ディスク交換やハード更改等の際は、ハードの保守業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<p>「特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項」において下記のことを規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先における管理規程等・情報セキュリティ対策の規定</li> <li>・委託先における研修等の実施</li> <li>・作業場所及び従事者の届出</li> <li>・目的外利用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・複写及び複製の禁止</li> <li>・重要情報の施錠管理</li> <li>・再委託先の監督</li> <li>・提供文書等の返還及び廃棄</li> <li>・市への報告及び市の検査</li> </ul>				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	<p>1. 再委託先に特定個人情報ファイルの閲覧等ができる作業を認める場合は、再委託の必要性、再委託先での情報管理体制及びその基準等を報告してもらい、問題ないことが確認できれば承認する。</p> <p>2. 再委託を行う場合は、委託と同様に「特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項」を適用する。</p>				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
—					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[ ] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法			(1)認証を実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施される。 (2)認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施している。 (3)共通基盤システムで特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時等)をシステム上で管理・保存する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(1)特定個人情報の提供・移転については、番号法及び住基法等の法令の規定に基づき認められる事項について行う。 (2)共通基盤システムでは業務システム側からの事前申請を接続要件としている。具体的に何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	(府内移転におけるルール) 共通基盤システムより提供されるデータを利用するにあたっては、事前に住民課及び業務所管課より当該データ使用の許可を得ることを条件とし、当該許可書面の添付を求める。 そのうえで接続相手方と共に共通基盤システムの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	(府内移転における措置) 接続相手方(業務サーバ)と共に共通基盤システムの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(神戸市における措置) 番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1) 情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(注2)との照合を情報処理ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注1) 情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受理を行う機能。 (注2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(神戸市における措置) 番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ中間サーバーから統合宛名システムを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。</p> <p>(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(神戸市における措置) 入手した特定個人情報について、こうべ健康いきいきサポートシステム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途申請時には、その都度申請内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p>(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

#### リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置)</p> <p>(1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)</p> <p>(2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>(3) 情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>(4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</p> <p>(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。</p>
--------------	--

#### リスクへの対策は十分か

[      十分である      ]      <選択肢>  
 1) 特に力を入れている      2) 十分である  
 3) 課題が残されている

#### リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(神戸市における措置)</p> <p>番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ特定個人情報の提供を行う。</p> <p>(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置)</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかエックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機密情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	---

#### リスクへの対策は十分か

[      十分である      ]      <選択肢>  
 1) 特に力を入れている      2) 十分である  
 3) 課題が残されている

## リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(神戸市における措置) 番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、統合宛名システムから中間サーバーを通じ情報提供ができるようシステムによって制御されている。</p> <p>(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
--------------	---

## リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(神戸市における措置) 中間サーバーに登録されている情報を適切な頻度で更新し、その正確性を担保することでリスクに対応する。また、情報提供の際は中間サーバーを経由した相手先はシステムにより担保されているが、誤った相手に提供していないことを事後確認する。</p> <p>(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### (神戸市における措置)

本市では、情報提供ネットワークシステムとのすべての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

### (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置)

(1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### (中間サーバー・プラットフォームにおける措置)

(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

(3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	(神戸市における措置) ・サーバはICカードで電子施錠された区画に設置している。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。 ・サーバを格納しているラックには、耐震補強を実施している。	
具体的な対策の内容	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (ガバメントクラウドにおける措置) 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>(神戸市における措置)</p> <p>1. こうべ健康いきいきサポートシステムのサーバー、端末とも府内の閉鎖された(外部と繋がっていない)ネットワークを利用している。当システムの端末からインターネット接続はしていない。</p> <p>2. サーバーの認証により予め登録された端末しかアクセスを受け付けない。</p> <p>3. 端末の起動及び当システムのアクセスには、それぞれIDとパスワードが必要である。</p> <p>4. 特定個人情報のデータベースはサーバーに保存し、管理者権限のない一般ユーザーは端末にデータを保存できない。</p> <p>5. 管理者権限のないユーザーは端末からUSBメモリー等の媒体に情報を書き出すことはできない。</p> <p>6. 当システムへのアクセスログは3年間保管し、必要に応じて確認している。</p> <p>7. サーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、府内ネットワークを通じて定義ファイルの自動更新を行っている。</p> <p>8. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入探知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>(ガバメントクラウドにおける措置)</p> <p>1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>2. 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>5. 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>7. 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>8. 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
⑦バックアップ	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[      発生あり      ]	<選択肢>			
		1) 発生あり	2) 発生なし		
その内容	<p>1. 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。</p> <p>2. 令和3年7月に免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。</p> <p>3. 令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。</p> <p>4. 令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。</p> <p>5. 令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。</p> <p>6. 令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した。</p> <p>7. 令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。</p> <p>8. 令和3年12月に職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。</p> <p>9. 令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼い犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をメモしたノートを紛失した。</p> <p>10. 令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。</p> <p>11. 令和5年4月に、押印漏れがあった書類を持参した市民の受付をした際に、受理した他の書類がないことに気付き、紛失した。</p> <p>12. 令和5年7月に、地域での会議に参加した後、会議で使用した世帯状況一覧を鞄の中に片付けたが、次の訪問先で鞄から他のものを取り出す際に、当該書類を落とし、紛失した。</p> <p>13. 令和5年8月に、児童手当に係る書類の不備を申請者に送付する際に誤送付があった。</p> <p>14. 令和5年9月に、レセプト返戻のため保留していた申請書類を紛失した。</p> <p>15. 令和5年12月に、窓口で受理した申請書のうち、該当がなかった書類の返却時に内部書類を添付し、手渡した。</p>				
再発防止策の内容	<p>1. 当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについて是正勧告を行った。</p> <p>2. 退職時の手続きについて徹底・確認する。</p> <p>3. ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める。</p> <p>4. 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。</p> <p>5. 個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。</p> <p>6. 当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った。</p> <p>7. 送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う。</p> <p>8. 当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する。</p> <p>9. 令和4年春から導入しているe-KOBEによる電子届出への誘導を強化する。</p> <p>10. 複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底。</p> <p>11. 受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底。</p> <p>12. 個人情報が記載された文書の所外持ち出し禁止の再度徹底。</p> <p>13. 郵送物を発送する際のダブルチェックの徹底。</p> <p>14. 受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底。</p> <p>15. 相手方に交付する書類(返却書類を含む)と、申請書およびダブルチェックのための内部書類とを別ファイルに入れ明確に区分けすることの徹底。</p>				
⑩死者の個人番号	[      保管している      ]	<選択肢>			
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>			
		1) 特に力を入れている	2) 十分である		
		3) 課題が残されている			

## リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 神戸市に住民登録がある者の基本4情報は、異動があった場合随時更新しており、連携処理の中で不具合が生じた場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</p> <p>2. 市税情報、生活保護・社会福祉関係情報、医療保険関係情報は、新たに非課税世帯等に該当するかどうか確認する必要が生じた場合に、その都度個別に最新の情報を得るようしている。</p> <p>3. 健康・医療情報は、受診歴や結果等の過去の記録であるため、更新するものではない。</p>		
--------------	---	--	--

## リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

消去手順	[ 定めている ]	<選択肢>	
手順の内容		1) 定めている	2) 定めていない
<p>1. 個人番号を記載した情報を紙帳票に記録した場合は、所定の保管期限(原則5年)を過ぎたものについては、溶解又は裁断処分する。</p> <p>2. こうべき健康いきいきサポートシステム上の特定個人情報の記録については、Ⅱ6. ②にあるとおり長期間保管を前提にするが、転出・死亡により住民でなくなってから5年を経過した者のデータは、年1回抽出して当該全データまたは個人番号欄を消去する。</p> <p>(ガバメントクラウドにおける措置) データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>			
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	(神戸市における措置) ・年に1回、担当部署内において実施している自己点検を用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。  (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	(神戸市における措置) 1. 職員等(派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、個人情報保護に関する研修を少なくとも年1回行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 2. 委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含めることを義務づけている。  (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
(ガバメントクラウドにおける措置) ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	神戸市民の意見提出手続に関する条例による意見募集手続き方法に準じて実施する。 全項目評価書は、市ホームページで公開するほか、担当課、市政情報室での閲覧が可能。 意見の提出は、任意の様式により、下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子メール、ホームページ上の意見送信フォーム、担当課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和6年9月2日～令和6年10月1日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年10月25日
②方法	神戸市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	神戸市市長室 市民情報サービス課 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話 078-322-5175
②請求方法	請求者ご本人であることを証する書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート等※)を上記請求先に持参のうえ、個人情報開示請求書を提出する。 ※ 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類は2点必要。
特記事項	市ホームページに、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を希望する場合は、白黒1枚当たり10円の実費必要。 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	成人健診に関する事務 「成人健診ファイル」
公表場所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市市長室 市民情報サービス課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市健康局保健所保健課 電話番号: 078-322-6515
②対応方法	・問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応について記録を残す。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I .1.② 事務の内容	(4)番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第8号別表第二に基づき、神戸市は成人健診に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報をについて情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、健康増進事業の実施に関する特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。	(4)番号法に基づく情報連携 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、神戸市は成人健診に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報をについて情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、健康増進事業の実施に関する特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	I .5 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条 別表76項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府・総務省/令第5号)第54条、第24条第7号、第46条第7号	番号法第9条第1項別表111の項	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	I .6.② 法令上の根拠	・番号法第19条第8項別表第2の102の2の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条第2項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	I .7.① 部署	健康局健康企画課	健康局保健所保健課	事後	職制改正のため
	I .7.② 所属長の役職名	健康企画課長	保健課課長(保健事業推進担当)	事後	職制改正のため
	(別添1) 事務の内容	(備考) ⑦ 番号法別表第2の102の2の項の健康増進事業の実施に関する情報	(備考) ⑦ 番号法第19条第8項別表139	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	(別添1) 事務の内容	※こうべ健康いきいきサポートシステムは、サーバ仮想化基盤上で稼動	削除	事前	
	II.2.⑥ 事務担当部署	健康局健康企画課	健康局保健所保健課	事後	職制改正のため
	II.3.⑦ 使用の主体	健康局健康企画課、福祉局国保年金医療課、区役所、支所、出張所等の検(健)診業務関係部署	健康局保健所保健課、福祉局国保年金医療課、区役所、支所等の検(健)診業務関係部署	事後	職制改正のため
	II.5.提供先1	都道府県知事または市町村長	市町村長	事後	提供先に関する軽微な修正のため
	II.5.提供先1.① 法令上の根拠	・番号法第19条第8項別表第2の102の2の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条第2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	II.6.① 保管場所	(記載なし)	(ガバメントクラウドにおける措置) ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
	II.6.(3) 消去方法	(記載なし)	(ガバメントクラウドにおける措置) ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障壁やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
	III.3.リスク2. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・こうべ健康いきいきサポートシステムの端末OSの起動は、個人ごとのIDと静脈認証を必要とするため、権限のない第三者は利用できない。 ・上記に加え、同システムにログインするには、必要最小限のアクセス権限を設定したシステム用IDとパスワード(個人単位または業務単位)が必要とする。パスワードは、神戸市情報セキュリティ対策基準の定めるところにより定期的に変更するものとし、業務システム管理者がそれを確認する。	1. システムを利用する必要がある職員を特定し、職員証等の操作者個別のID及びパスワード等による認証を行うため、権限のない第三者は利用できない。 2. 認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III.5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない リスク1（記載なし）	[ ]提供・移転しない リスク1 <特定個人情報の提供・移転の記録>記録を残している <具体的な方法> (1)認証を実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施される。 (2)認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施している。 (3)共通基盤システムで特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時等)をシステム上で管理・保存する。 <特定個人情報の提供・移転に関するルール>定めている <ルールの内容及びルール遵守の確認方法> (斤内移転におけるルール) (1)特定個人情報の提供・移転については、番号法及び住基法等の法令の規定に基づき認められる事項について行う。 (2)共通基盤システムでは業務システム側からの事前申請を接続要件としている。具体的に何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。 <リスクへの対策は十分か>十分である	事前	
	III.5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	リスク2（記載なし） リスク3（記載なし）	リスク2 <リスクに対する措置の内容> (斤内移転におけるルール) 共通基盤システムより提供されるデータを利用するにあたっては、事前に住民課及び業務所管課より当該データ使用の許可を得ることを条件とし、当該許可書面の添付を求める。 そのうえで接続相手方と共通基盤システムとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 <リスクへの対策は十分か>十分である  リスク3 <リスクに対する措置の内容> (斤内移転における措置) 接続相手方(業務サーバー)と共通基盤システムとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 <リスクへの対策は十分か>十分である	事前	
	III.6.リスク1 目的外の入手が行われるリスク	(注2)番号法別表第2及び第19条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(注2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	III.6.リスク2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	(神戸市における措置) 番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ中間サーバーから統合宛名システムを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。  (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。  (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  (中間サーバーの運用における措置) 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつのために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかつた場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。	(神戸市における措置) 番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ中間サーバーから統合宛名システムを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。  (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。  (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  (削除)	事後	最新情報に更新
	III.6.リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することで不正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	特定個人情報保護委員会の改組のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III.6.リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	<p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</p> <p>(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。</p> <p>(中間サーバーの運用における措置)</p> <p>情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した府内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。</p>	<p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</p> <p>(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。</p> <p>(削除)</p>	事後	最新情報に更新
	III.6.リスク5 不正な提供が行われるリスク	<p>(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置)</p> <p>(1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。</p> <p>(2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>(3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>(4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>＜中間サーバーの運用における措置＞</p> <p>・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立された統合宛名システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。</p>	事後	最新情報に更新
	III.6.リスク5 不正な提供が行われるリスク	<p>削除</p>		事後	最新情報に更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III.6.リスク6 不適切な方法で提供されるリスク	<p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</p> <p>(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(3) 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>(中間サーバーの運用における措置)</p> <p>情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>	<p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</p> <p>(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(3) 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>(削除)</p>	事後	最新情報に更新
	III.6.リスク7 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	(神戸市における措置) 総合宛名システムでは本業務で保有する情報すべてを連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づき認められている情報のみを提供する仕組みとしている。	(神戸市における措置) ・中間サーバーに登録されている情報を適切な頻度で更新し、その正確性を担保することでリスクに対応する。また、情報提供の際は中間サーバを経由した相手先はシステムにより担保されているが、誤った相手に提供していないことを事後確認する。	事後	最新情報に更新
	III.6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。	事後	最新情報に更新
	III.7.リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	(記載なし)	<p>(ガバメントクラウドにおける措置)</p> <p>1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	
	III.7.リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	(記載なし)	<p>(ガバメントクラウドにおける措置)</p> <p>1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>2. 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「利用基準」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>5. 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>7. 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>8. 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III.7.リスク1.⑨ その内容	<p>1. 平成31年3月に個人情報の記録されたパソコン等が事務所から盗難にあった。</p> <p>2. 令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書が保管場所にないことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。</p> <p>3. 令和元年8月に乳幼児健康診査カルテ一部を紛失していることに気づいた。戸舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。</p> <p>4. 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があつた。</p> <p>5. 令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があつた。</p> <p>6. 令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。</p>	<p>1. 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があつた。</p> <p>2. 令和3年7月に免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。</p> <p>3. 令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。</p> <p>4. 令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があつた。</p> <p>5. 令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。</p> <p>6. 令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあらないため
	III.7.リスク1.⑨ その内容	同上	<p>7. 令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。</p> <p>8. 令和3年12月に職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。</p> <p>9. 令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼い犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をメモしたノートを紛失した。</p> <p>10. 令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。</p> <p>11. 令和5年4月に、押印漏れがあった書類を持参した市民の受付をした際に、受理した他の書類がないことに気付き、紛失した。</p> <p>12. 令和5年7月に、地域での会議に参加した後、会議で使用した世帯状況一覧を鞄の中に片付けたが、次の訪問先で鞄から他のものを取り出す際に、当該書類を落とし、紛失した。</p> <p>13. 令和5年8月に、児童手当に係る書類の不備を申請者に送付する際に誤送付があつた。</p> <p>14. 令和5年9月に、レセプト返戻のため保留にしていた申請書類を紛失した。</p> <p>15. 令和5年12月に、窓口で受理した申請書のうち、該当がなかった書類の返却時に内部書類を添付し、手渡した。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあらないため
	III.7.リスク1.⑨ 再発防止の内容	<p>1. 防犯対策と物品の適正管理を徹底します。</p> <p>2. 公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>3. 文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。</p> <p>4. 当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについて是正勧告を行った。</p> <p>5. 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取り扱いについて職員に周知徹底した。</p> <p>6. 個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。</p>	<p>1. 当該指定管理者に対するUSBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについて是正勧告を行った。</p> <p>2. 退職時の手続きについて徹底・確認する。</p> <p>3. ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める。</p> <p>4. 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取り扱いについて職員に周知徹底した。</p> <p>5. 個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。</p> <p>6. 当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った。</p> <p>7. 送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う。</p> <p>8. 当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する。</p> <p>9. 令和4年春から導入しているe-KOBEによる電子届出への誘導を強化する。</p> <p>10. 複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底。</p> <p>11. 受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底。</p> <p>12. 個人情報が記載された文書の所外持ち出し禁止の再度徹底。</p> <p>13. 郵送物を発送する際のダブルチェックの徹底。</p> <p>14. 受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底。</p> <p>15. 相手方に交付する書類(返却書類を含む)と、申請書およびダブルチェックのための内部書類とを別ファイルに入れ明確に区分けするとの徹底。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあらないため
	III.7.リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	(記載なし)	<追加> (ガバメントクラウドにおける措置) データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確實にデータを消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV.1.② 監査	(記載なし)	<追加> (ガバメントクラウドにおける措置) ガバメントクラウドにおいては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
	IV.3. その他のリスク対策	(記載なし)	<追加> (ガバメントクラウドにおける措置) ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
	V.2.① 連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市健康局健康企画課 電話番号：078-322-6515	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市健康局保健所保健課 電話番号：078-322-6515	事後	職制改正のため